

令和5(2023)年度
▼
令和9(2027)年度

概要版

神栖市地域福祉計画【第4期】

神栖市成年後見制度利用促進計画【第1期】

えがお
笑顔 あふれる地域共生社会 神栖



令和5年3月
神栖市

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

●●●基本理念と基本方針●●●

笑顔あふれる地域共生社会 神栖

福祉対応能力を確立し、人と人、人と資源が、
世代や分野を超えてつながる地域共生社会を推進します！

新たな包括的な支援体制の仕組みを構築していきます！

1

断らない相談支援

- ・地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能
- ・多機関協働の中核の機能

2

参加支援

- ・社会とのつながりや参加を支援する機能

3

地域づくりに向けた支援

- ・場の機能(見守り、居場所、コミュニティ、身近な地域等)
- ・地域づくりをコーディネートする機能



基本目標1 相談支援の充実

相談支援機関の窓口まで来ることができないような人などに対応するために、その対象者がいるところへ出向いて情報や支援サービスを届ける「アウトリーチ（訪問）」の手法などによる「継続的な支援」を進めていきます。

施策1

包括的な相談支援体制

- * 丁寧できめ細かな「断らない相談支援」や「伴走型の支援」を行う体制づくりを検討します。
- * 関係部署の総合支援コーディネーターが連携して、総合的・包括的に支援を行います。



施策2

多機関協働による支援とアウトリーチの充実

- * 多機関協働による支援を行うため、「福祉総合相談ケアシステム」の効果的な運用を図ります。
- * 地域の関係機関と連携して、福祉の支援が行き届いていない人へのアプローチを行い、必要な支援につなげます。



施策3

各分野における相談支援

- * 困りごと等に関して、各分野における身近な相談窓口の確保と周知、活用を図ります。
- * 社会福祉協議会などと連携して、専門的な相談機能の充実を図ります。
- * 判断能力が不十分な人への権利擁護支援に取り組むとともに、児童、高齢者、障がいのある方への虐待防止やDVへの対応体制を確保します。





基本目標2 参加支援の充実

既存の制度の活用や縦割りの対応ではなかなか社会とつながることが難しい人について、相談支援と一体的に機能し、地域資源を最大限活用しながら参加支援に向けたサービス提供のしくみを構築していきます。

施策1

制度の狭間にある人等への社会参加の支援

- * 様々な要因によってひきこもりがちになっている人に対して、介護・障がい・子ども・生活困窮者等の既存制度等と緊密に連携、調整しながら、地域とのつながりや、社会参加を支援します。
- * 本人や世帯の個々の状態に合わせながら、市の各事業等を通じて参加支援を推進します。



施策2

高齢者、障がい者に対する社会参加の支援

- * 地域の社会資源や地域活動を積極的に活用しながら、高齢者や障がい者の生きがいづくり、居場所づくりを推進します。
- * ひきこもりがちな高齢者や障がい等ある方の交流機会の創出とともに、市民の理解を深めながら、社会参加しやすい環境づくりを推進します。





基本目標③ 地域づくりに向けた支援

地域に多様な参加の場や居場所を確保できるよう側面的な立場から支援を行うとともに、地域の既存の活動を把握しながら、市民がプライドを持って新たな活動を生み出せるよう地域づくりに向けた支援を充実させていきます。

施策①

市民協働による地域活動

- * 地域コミュニティの活動が活性化するよう、市民協働による地域活動の理解促進を図ります。
- * 市民が主体となって地域に多様な活動を展開していくよう、市は側面的な立場から地域活動を支援します。



施策②

地域福祉活動の推進（ボランティア活動等）

- * 活動を支援する拠点の確保とともに、市民活動やボランティア活動の充実を図ります。
- * 地域福祉活動を推進し、地域組織のネットワーク機能を充実できるよう、社会福祉団体活動を支援します。





基本目標4 安全・安心に暮らせるまちづくり

誰もが安全・安心に暮らし続けられるよう、災害時避難行動要支援者の把握等に努めるとともに、地域コミュニティ組織と連携協力して地域性を考慮したきめ細かな取り組みを推進していきます。

施策1

迅速に対応できる災害時の体制

- * 地域コミュニティと連携して、避難行動要支援者の支援体制の充実に取り組みます。
- * 防災意識の普及・啓発や地域団体等による自主防災活動を推進し、災害時等に迅速に対応できる体制を確保します。



施策2

安心して住み続けられる環境づくり

- * 地域の自主防犯活動と連携して、安全な暮らしに必要な知識の普及・啓発に努めることで犯罪被害の未然防止に取り組みます。
- * 高齢者や障がいのある方等の外出を支援し、人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。





神栖市成年後見制度利用促進計画

基本方針 ▶▶▶ 尊厳のある本人らしい生活の継続と、地域社会への参加を図る権利擁護の支援を進めます。



基本目標 5 権利擁護支援の充実

地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など成年後見制度の利用促進に努めます。

施策 1

成年後見制度等の理解促進と権利擁護支援策の充実

* 広報紙やホームページによる情報発信、制度周知のためのリーフレットの作成等を通じて、成年後見制度等の理解促進と権利擁護の支援策の普及啓発を進めます。



施策 2

尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

* 後見に関する相談対応や専門職団体との連携を強化し後見人の活動を支援することで、必要な方が安心して制度を利用できる運用改善等を進めます。



施策 3

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

* 権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制を構築して、真に支援の必要な人の早期発見に努めながら成年後見制度の利用につなげられる仕組みづくりを進めます。



成年後見制度とは…

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分であるため、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないよう、選任された支援者（成年後見人等）により、法律面や生活面で支援する制度です。

成年後見制度は大きく分けて、以下の2つの種類があります。

① 法定後見制度

法定後見制度は、既に判断能力が不十分である場合に、本人又は配偶者四親等以内の親族等の申立てによって、家庭裁判所が適任と認める人を本人の支援者として選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3種類が用意されています。

② 任意後見制度

任意後見制度は、本人に判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見と法定後見では手続の流れが違います。

任意後見	法定後見		
	補助	保佐	後見
将来に備える方へ	重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方	重要な手続・契約などをひとりで決めることができ心配な方	多くの手続き・契約などをひとりで決めることが難しい方
ひとりで決めることができるうちに任意後見人を選定	一部の契約・手続等の同意・取消や代理 ※申立てにより裁判所が定める行為	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理 ※申立てにより裁判所が定める行為	すべての契約等の代理・取消 ※日常生活に関する行為は除く
自分で選んだ人を任意後見人にすることができる	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、福祉関係の法人やその他の法人)		

出典：厚生労働省リーフレット

